

令和 5 年 12 月 定例総会議事録

日 時 令和 5 年 12 月 27 日（水曜日） 午後 3 時 30 分～午後 4 時 30 分

場 所 第 1 別館 大会議室

農業委員

会長	春 口 隼 人	会長代理	東 原 安 雄	3	棚 橋 道 夫	4	吉 村 昭 生
5	小 畠 利 春	6	上 仮 屋 博	7	大 山 竹 子	8	高 田 春 男
9	河 野 雄 二	10	田 原 尚 紀	11	種 子 田 勝	12	瀬 戸 山 博 好
13	谷 之 木 信 弘	14	大 部 実 男	15	下 沖 秀 人	16	倉 藁 嘉 枝 子
17	石 川 文 男	18	松 田 ま り 子	19	長 瀬 茂 弘		

農地利用最適化推進委員

20	井 上 亘	21	上原 都由子	22	新 田 敏 文	23	高 岩 昭 市
24	池 井 周 造	25	中 山 敏 章	26	前 田 次 雄	27	丸 尾 義 盛
28	池 田 幸 一	29	内 一 幸	30	井 口 紀 男	31	山 下 市 郎
32	大 山 則 夫	33	井 野 実	34	大 久 津 和 幸	35	栗 水 流 峯 一
36	谷 口 和 巳	37	福 本 正 三	38	四 位 正 生		

事務局

事務局長	藤 崎 浩 一	主 幹	竹 内 秀 次	主 幹	西 原 学	主 査	橋 谷 理 己
主 査	宮 田 衣 美	主 査	宮 永 昌 和				

議 題

報告第 31 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 32 号	農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定）の変更について
報告第 33 号	農地法利用集積計画（農地中間管理事業）の変更について
報告第 34 号	農地法施行規則第 29 条の規定による農地転用届出について
報告第 35 号	農地法第 5 条の規定による許可申請書の取下げについて
議案第 105 号	農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可について
議案第 106 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について
議案第 107 号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（使用貸借）
議案第 108 号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（賃貸借）
議案第 109 号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（所有権）
議案第 110 号	農用地利用集積等促進計画について
議案第 111 号	農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について

議案第 112 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について
議案第 113 号 農地転用許可後の事業計画変更申請書進達について
議案第 114 号 非農地証明願い承認について

事務局 皆様、お疲れ様です。

事務局 本日の定例総会は農業委員 19 名、推進委員 19 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。
はじめに 12 月の行事实績と 1 月の行事予定を報告します。

(12 月の行事实績と 1 月の行事予定の報告)

開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 皆さん、こんにちは。それでは、令和 5 年 12 月期の定例総会を只今より開会します。よろしくお願いいたします。

事務局 本日は報告が第 31 号から第 35 号までの 10 件、議案が第 105 号から第 114 号までの 70 件合計 80 件でございます。
それでは農業委員会第 6 条の規定により春口会長に議長をお願いします。

議長 それでは、議長を務めさせていただきます。
議事に入る前に今月の議事録署名を 12 番瀬戸山委員と 17 番石川委員にお願いいたします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告を一括して提案いたします。
報告第 31 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

(報告第 31 号～報告第 35 号 朗読)

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 無いようですので議事に入ります。
議案第 105 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 105 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可について
下記のとおり農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請があったら
許可するものとする。

(議案第 105 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。では、審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 今月の農地法 3 条の事前審査を第 2 小委員会に付託されましたので 12 月 18 日に、
審査会を実施しました。その結果を報告します。
議案第 105 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請についてで
す。
1 番、農業者年金受給のためです。期間は 10 年間、再設定です。
以上 1 件、審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わら
します。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 105 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可について許可す
ることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定をします。
続きまして議案第 106 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可についてを議題
とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 106 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について
下記のとおり農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったから許可する
ものとする。

(議案第 106 号 1 番朗読、他 10 件省略)

議長 ありがとうございます。では、審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 議案第 106 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可の権利の設定許可申請につ
いてです。

1 番、義父からの贈与を受けるものです。

2 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 247,934 円。

3 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 71,636 円。

4 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 390,371 円。

5 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 372,439 円。

6 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 300,601 円。

7 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 50,000 円。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 今月の野尻町区分です。事前審査を小委員会に付託されましたので 12 月 20 日に行
いました。その結果を報告します。

8 番、叔母から贈与を受けるものです。

9 番、叔父から贈与を受けるものです。

10 番、叔父から贈与を受けるものです。

11 番、父から贈与を受けるものです。

小委員会としては計画とおり承認することに決定しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 106 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について許可することに賛
成の方は挙手をお願いします

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画とおり決定をします。
続きまして議案第 107 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（使用貸借）を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 107 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）を作成したので計画とおり決定する。

(議案第 107 号 1 番朗読、他 7 件省略)

議長 ありがとうございました。
ここで、1 番が〇〇委員に関する議案ですので、〇〇委員には退席をお願いします。

(〇〇委員 退出)

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 議案第 107 号農業経営基盤強化促進法（使用貸借）の 1 番について報告します。
1 番、10 年間です。
委員会としましては、計画とおり決定することにしました。以上報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。1 番について計画とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定をします。

(〇〇委員 入室)

議長 〇〇委員に報告します。案件について計画とおり決定することに決定しました。

〇〇委員 ありがとうございます。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 議案第 107 号農業経営基盤強化促進法（使用貸借）を報告します。
2 番、中核農家で農業者年金受給のためです。10 年間、再設定です。
3 番、中核農家で農業者年金受給のためです。10 年間、再設定です。
4 番、認定農業者で農業者年金受給のためです。10 年間、再設定です。
5 番、中核農家で農業者年金受給のためです。10 年間、再設定です。
6 番、認定農家で農業者年金受給のためです。10 年間、再設定です。
7 番、中核農家で農業者年金受給のためです。10 年間、再設定です。
以上 6 件、審議の結果、小委員会としては計画とおり決定することにしました。
報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番

3 番 議案第 107 号農業経営基盤強化促進法等の（使用貸借）についての野尻町区分です。
8 番、認定農業者で農業者年金受給のためです。10 年間、再設定です。
小委員会としては計画とおり決定することにしました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 107 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）を計画とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画とおり決定をします。続きまして議案第 108 号農業経営基盤

強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条第１項の規定による決定について（賃貸借）を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第１０８号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条第１項の規定による決定について
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条第１項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）を作成したので計画とおり決定する。

（議案第１０８号１番朗読、他４件省略）

（５番挙手）

議長 はい、５番。

５番 議案第１０８号農業経営基盤強化促進法（賃貸借）を報告します。
１番、１０ａあたり６,７３３円、５年間です。
委員会としましては、計画とおり決定することにしました。以上報告を終わります。

（３番挙手）

議長 はい、３番。

３番 議案第１０８号農業経営基盤強化促進法（賃貸借）についての野尻町区分です。
２番、１０ａあたり４,３５３円、１０年間です。
３番、１０ａあたり９,７４７円、１０年間です。
４番、１０ａあたり８,７６０円、１０年間です。
５番、１０ａあたり７,６７８円、１０年間です。
委員会としましては、計画とおり決定することにしました。以上報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。
議案第１０８号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条第１項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）を計画とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画とおり決定をします。
続きまして議案第 109 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（所有権）を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 109 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条第 1 項の規定による決定について
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）を作成したので計画とおり決定する。

(議案第 109 号 1 番朗読、他 13 件省略)

議長 ありがとうございました。審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 議案第 109 号農業経営基盤強化促進法等改正法農用地利用集積計画（所有権）について報告します。
1 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 388,821 円。
2 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 250,000 円。
3 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 250,000 円。
4 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 250,000 円。
5 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 300,000 円。
6 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 300,000 円。
7 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 350,000 円。
8 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 350,000 円。
9 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 205,038 円。
10 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 73,837 円。
小委員会としては計画とおり決定することにしました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番

3 番 議案第 109 号農業経営基盤強化促進法等改正法農用地利用集積計画（所有権）についての野尻町区分です。

11 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 193,190 円。

12 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 160,000 円。

13 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 161,545 円。

14 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 150,000 円。

小委員会としては計画とおり決定することにしました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。

議案第 109 号農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画（所有権）を計画とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので計画とおり決定します。

続きまして議案第 110 号農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 110 号農地利用集積等促進計画について

下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画（中間管理事業）を作成したので計画通り承認する。

（議案第 110 号 朗読）

議長 ありがとうございました。審査報告をお願いします。

（5 番 挙手）

議長 はい、5 番

5 番 議案第 110 号農用地利用集積等促進計画（中間管理事業）です。

小林地区については7件、田が20,300㎡、畑が10,643㎡計30,943㎡です。
審査の結果、計画とおり承認することにしました。報告を終わります

(3 番 挙手)

議長 はい、3 番

3 番 議案第110号農用地利用集積等促進計画（中間管理事業）野尻町区分です。
野尻町地区、12件、田が91,247㎡、畑が25,285㎡、計116,532㎡です。
審査の結果、中間管理事業の案件のことから計画通り承認することにしました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第110号農用地利用集積等促進計画について計画とおり承認することに賛成の
方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画とおり承認することに決定しました。
続きまして議案第111号農地法第4条の規定による許可申請書進達についてを議題
とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第111号農地法第4条の規定による許可申請書進達について
下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったから意見書を付して進達
するものとする。

(議案第111号 朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番

3 番 1 番、野尻町三ヶ野山湯の元です。転用の理由は農業用施設（牛舎等）で、追認申請を行うものです。1 種農地でした。
審査の結果、許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。
議案第 111 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので意見書を付して進達することに決定します。
続きまして議案第 112 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 112 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について下記のとおり農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

（議案第 112 号 1 番朗読、他 4 件省略）

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

（8 番挙手）

議長 はい、8 番

8 番 議案第 112 号農地法第 5 条の事前審査を第 3 小委員会に付託されましたので 12 月 19 日に、審査会を実施しました。
1 番、真方堅田原で、一般個人住宅敷地で、小林中学校の北側で住宅地の入口です。
2 番、北西方木ヶ八重で、転用の理由が植林（追認）です。周りが山林です。
3 番、東方大原、高津佐集落内です。転用理由は農業用機械倉庫（追認）です。
4 番、細野一本杉で、転用の理由が一般住宅・車庫です。
5 番、真方堅田原で、転用の理由が宅地分譲（追認）です。
審査の結果、許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 112 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので意見書を付して進達することに決定します。
続きまして議案第 113 号の農地転用許可後の事業計画変更申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 113 号農地転用許可後の事業計画変更申請書進達について
下記のとおり農地転用許可後の事業計画変更申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 113 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番

8 番 議案第 113 号農地転用許可後の事業計画変更申請書進達についてです。
1 番、変更の後は、分譲地として敷地面積を拡大するため申請を行うものです。
小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。議案第 113 号農地転用許可後の事業計画変更申請書進達について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので意見書を付して進達することに決定をします。
続きまして、議案第 114 号非農地証明願い承認についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 114 号非農地証明願い承認について
下記のとおり非農地証明願いがあったから承認するものとする。

(議案第 114 号 1 番朗読、他 4 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 議案第 114 号非農地証明願い承認についてです。
1 番、細野赤坂、調査事項は雑種地です。
2 番、南西方生駒です。調査事項は原野・山林です。
3 番、南西方出の山と細野桜ヶ丘で、両方とも竹藪です。調査事項は原野です。
4 番、東方飯谷で、東方運動広場の山の方です。東方陰陽石は、道路のアスファルトの上の土地です。調査事項は原野と雑種地です。
小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 議案第 114 号非農地証明願い承認についてです。野尻町区分です。
5 番、野尻町三ヶ野山中原です。大脇公民館の南側で農地としては使用することが困難な土地です。調査事項は原野です。
小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 114 号非農地証明願承認について賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので承認することに決定をします。
以上で本日の総会を終了します。

閉議 午後 4 : 30

令和 5 年 12 月 27 日定例総会

議事録署名

_____ ㊟

_____ ㊟